

平成24年11月22日

## 放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、14道府県の19人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる法的手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行手続きを申し立てます。

### 【予告の概要】

対象者 14道府県 19人

(神奈川県2、埼玉県1、長野県1、大阪府2、京都府1、兵庫県2、和歌山県3、奈良県1、静岡県1、三重県1、宮崎県1、沖縄県1、山形県1、北海道1) 数字は人数

※ 宮崎県、沖縄県での強制執行の実施予告は初

※ 支払期限 平成24年11月30日